

ペット（犬・猫）へのマイクロチップの装着と登録について

令和4年6月1日に「改正動物愛護法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着が**義務付けられます**。

突然の迷子や災害時などで飼い主と離ればなれになってしまっても飼い主の元に戻れるよう、ペットには個体識別できるマイクロチップを装着しましょう。

マイクロチップとは??



マイクロチップとは、直径1～2ミリメートル、長さ8～12ミリメートルの円筒形のガラスカプセルに包まれた小さな電子標識器具です。

マイクロチップに記録されている番号には、それぞれ異なる15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダーを使用することで読み取ることができます。

Qどのように装着するの？

専門の注射器で装着します。

獣医療行為のため、必ず獣医師等が行います。



Qペットに負担をかけることはないか？

表面に副作用のない素材が使用されており、獣医師等が正しく施術すれば、動物の体に負担をかけることはほぼありません。

個体差はありますが、犬で生後2週齢、猫は4週齢から装着することができます。



飼い主の方に必要となる手続き！

- マイクロチップの登録がされた犬、猫を新しく飼い始めた場合
30日以内に所有者情報の変更登録が必要です。犬、猫と一緒に渡された「登録証明書」を準備します。(登録手数料オンライン300円、郵送1,000円)
- 飼っている犬、猫に新しくマイクロチップを装着した場合
30日以内にマイクロチップの情報、所有者情報の登録が必要です。獣医師から発行された「マイクロチップ装着証明書」を準備します。
(登録手数料オンライン300円、郵送1,000円)
- 登録した内容（住所・電話番号など）に変更があった場合、犬や猫が死亡した場合
各事項について届出が必要です。「登録証明書」を準備します。(手数料無料)